

別居扶養認定基準

平成27年5月1日適用
(令和5年4月1日改訂)

- (1) 別居扶養可能な続柄であること
- (2) 対象者の恒常的な年間収入が130万円(障害年金受給者又は60歳以上の者は180万円)未満であること
- (3) 対象者の生活を維持するための経済的援助として、年間65万円以上かつ対象者の収入以上の送金を組合員が行っていること
- (4) 次のアの基準を満たすこと
ただしアを満たさない場合でもイを満たす場合は可

$$\text{ア} \quad \frac{(\text{組合員収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員} + \text{同居被扶養者数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{\text{対象者}}$$

$$\text{イ} \quad \frac{(\text{組合員同居世帯収入} - \text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員同居世帯人数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額} + \text{対象者収入})}{\text{対象者}}$$

※ 対象者が複数いる場合、それぞれ個別に算出するが、対象者同士が同居の場合には合計での算出「(組合員からの送金合計額+対象者収入合計)／対象者人数」とする。

- (5) 対象者と同居する親族が加入する健康保険が被用者保険の場合は認定不可
- (6) 対象者に配偶者がいる場合は夫婦相互扶助による収入基準内であること

注1) 経済的援助は金融機関を通じた振込等によるものとし送金日、金額、送金者氏名等が客観的に事実証明できる方法を必要とし、毎月送金を原則とする。

注2) 対象者が18歳未満の場合又は学生である被扶養者(子)が遠方地で下宿等するため別居となった場合のみ(4)の基準を適用しない。

別居扶養に関する Q&A

Q1 別居扶養できる続柄がよくわかりません。

A1 配偶者（届出はしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にあるものを含む）、子、父母、孫、祖父母、弟妹と定められています。

Q2 なぜ対象者の収入以上の送金が必要なの？

A2 被扶養者とは、主として組合員の収入により生計を維持するものと定められています。そのため、対象者の総収入の半分以上が組合員からの経済的援助による場合には、組合員が対象者の生計を主として維持しているものと判断します。

Q3 対象者の収入が年間 55 万円の場合に、なぜ年間 65 万円の送金が必要なの？

A3 被扶養者の収入条件は年間 130 万円未満と定めがあり、この金額は生活に必要な最低金額の目安とされています。そのため、対象者の生計維持に必要な 130 万円の半分以上を組合員が援助している場合を主として組合員の収入により生計を維持するものと判断します。

Q4 経済的援助の方法は現金の手渡しではいけないのか？

A4 当組合の財源は組合員の掛金と事業主である大阪市の負担金の折半によりなりっており、相互扶助理念のもと組合事業を運営していることから適切な給付を行う必要があります。そのため手渡しによる申告だけでは扶養の事実確認ができないため、平成 23 年 4 月 1 日からは客観的な事実確認を行う手段として金融機関等を通じた送金を必要とし、透明性の高い扶養認定処理としています。

Q5 人事異動によるやむを得ない別居の取扱いに変更はありますか？

A5 別居扶養認定基準は適用されますが、経済的援助の方法はこれまで通り変更ありません。必ずしも送金を必要とせず、別居以前の方法（例えば組合員の口座から被扶養者が引き出す等）のままで構いません。

Q6 なぜ送金基準に上限額が設定されたのか？

A6 従前の基準において、組合員が収入の半分以上を送金するような著しく高額な送金による申請が見受けられました。これは、「組合員世帯生活費」が「別居被扶養者世帯生活費」を下回る結果となり、たとえ被扶養者が組合員の収入により生計を維持されていると言えたとしても、扶養する側と扶養される側との経済状況が逆転した社会通念上妥当性を欠いた形となっていました。そのため、「組合員世帯生活費」が「別居被扶養者世帯生活費」を下回ることが無いよう送金基準に上限額を設定し、社会通念上の妥当性を確保しました。

Q7 「組合員の収入」はどのような収入を見るのか？

A7 向こう1年間の収入額を簡易に計算できるものとして下記①を原則とし、必要に応じて②による直近の年間収入も可とします。

① 給料月額×1.25×16※ ※定例給料+賞与の目安

② 直近の年間収入。例) 源泉徴収票、年末調整明細、所得証明、確定申告書など

Q8 「同居世帯収入」は、どのような収入を見るのか？

A8 向こう1年間の収入額を簡易に計算できるものとして下記①を原則とし、必要に応じて②による直近の年間収入も可とします。

① 給料等の月収×12

② 直近の年間収入。例) 源泉徴収票、年末調整明細、所得証明、確定申告書など

Q9 平成27年5月1日から追加された基準の具体的な事例を教えてください。

A9 年収600万円の組合員(子1名を扶養)が、一人暮らしの母(遺族年金と基礎年金で170万円の収入)を扶養する場合

$$\begin{aligned} \text{ア} \quad & \frac{(\text{組合員収入}-\text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員}+\text{同居被扶養者数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額}+\text{対象者収入})}{\text{対象者}} \quad \text{にあてはめると} \\ & \frac{600 \text{ 万円}-170 \text{ 万円}}{1 \text{ 人}+1 \text{ 人}} \leq \frac{170 \text{ 万円}+170 \text{ 万円}}{1 \text{ 人}} \quad \text{となり} \\ & 215 \text{ 万円} \leq 340 \text{ 万円} \quad \text{であるため不可} \end{aligned}$$

ただし、組合員と同居する配偶者の年収が590万円ある場合には

$$\begin{aligned} \text{イ} \quad & \frac{(\text{組合員同居世帯収入}-\text{別居者への送金合計額})}{(\text{組合員同居世帯人数})} \geq \frac{(\text{組合員からの送金額}+\text{対象者収入})}{\text{対象者}} \quad \text{にあてはめると} \\ & \frac{600 \text{ 万円}+590 \text{ 万円}-170 \text{ 万円}}{3 \text{ 人}} \geq \frac{170 \text{ 万円}+170 \text{ 万円}}{1 \text{ 人}} \quad \text{となり} \\ & 340 \text{ 万円} = 340 \text{ 万円} \quad \text{であるため可} \end{aligned}$$

別居扶養の送金額等の自己チェックシート

被扶養者毎に実施してください

このシートでは、別居の被扶養者の収入額及び当該被扶養者への送金額等が基準を満たしているかどうかをチェックすることができます。

これから別居認定の申告をする場合、または既に別居被扶養者がいる方で新たに被扶養者の申告をする場合等に別居扶養の基準を満たしているかを確認してください。

組合員の収入

(注 2) を参照し算出して記入してください。

_____ 円 (A)

別居被扶養者の収入

将来に向かって 1 年間に見込まれる恒常的な収入の全ての合計額を記入してください。

_____ 円 (B)

組合員から別居被扶養者への送金金額

送金額を記入してください。金融機関等を介した送金が必要です。手渡し額は認められません。

別居被扶養者が複数いる場合はその総額を記入してください。

_____ 円 (C)

(注 1)

収入は、将来に向かって 1 年間に見込まれる恒常的な収入の全ての合計額を記入してください。(以下、同じです。)

(注 2)

組合員の収入は、給料月額×1.25×16(か月)で算出して記入してください。

16 か月は賞与を含む支給月数の目安です。

Q1 収入基準

(B) は 130 万円(障害年金受給者または 60 歳以上の方は 180 万円)未満ですか？



いいえ

収入基準を満たしていないので、被扶養者として認定できません。



はい

Q2 夫婦相互扶助

別居被扶養者に配偶者がいる場合は下の「夫婦相互扶助」の基準を満たしていますか？

配偶者がいない場合は Q3 へ



いいえ

被扶養者として認定できません。

「夫婦相互扶助」：夫婦の合計収入が次の基準を満たすことが必要です。

- 1 夫婦のどちらか一方が障害年金受給者または 60 歳以上の者の場合 310 万円未満
- 2 夫婦ともに障害年金受給者または 60 歳以上の者の場合 360 万円未満
- 3 夫婦が 1、2 に該当しない場合 260 万円未満



はい

Q3 へ進んでください。

Q3 送金下限基準

送金額は年間 65 万円以上ですか？
(C) $\geq$ 65 万円を満たしていますか？



送金基準を満たしていないので、
被扶養者として認定できません。



Q4 主たる生計維持者

送金額は別居被扶養者の収入以上ですか？
(C) $\geq$ (B) を満たしていますか？



送金基準を満たしていないので、
被扶養者として認定できません。



Q5 稼働年齢

別居被扶養者は学生（ただし組合員の子に限る）または 18 歳未満ですか？



別居扶養の基準を満たしています。
今後も引き続き、基準を満たすか随時確認してください。



被扶養者の人数

組合員の健康保険（大阪市職員共済組合）の扶養家族になっている人数を記入してください。（組合員は含みません。）

_____ 人 (D)

同居被扶養者の人数

(D)のうち組合員と同居している人数を記入してください。

_____ 人 (E)

送金後の組合員の手元に残る収入を組合員と同居被扶養者の人数で除した金額を記入してください。

$$\frac{(A) - (C)}{1 + (E)}$$

= _____ 円（1 円未満切り捨て） (F)

別居被扶養者の収入（送金額含む）

別居被扶養者の収入と組合員からの送金額を足した金額を記入してください。

$$(B) + (C)$$

= _____ 円 (G)

Q6 送金金額の妥当性

被扶養者 1 人あたりの収入のバランスは (F) $\geq$ (G) を満たしていますか？



別居扶養の基準を満たしています。
今後も引き続き、基準を満たすか随時確認してください。



次頁に進んでください。

組合員の収入のみで算定した場合、送金上限基準を満たしていません。

ただし、組合員と同居する他の親族の収入を（A）に加算して再計算した額（J）と別居被扶養者の収入（G）を比較し（J）が上回る場合は、送金上限基準を満たすため、引き続き認定できます。

再計算しますか？



はい



いいえ

送金基準を満たしていないので、被扶養者として認定できません。

組合員と同居する他の親族の収入

総収入額を記入してください。

複数人ある場合は、その合計を記入してください。

円 (H)

同居者の収入（1人あたり）

送金後の組合員の手元に残る収入合計額を組合員と同居者の合計人数で除した金額を記入してください。

$$\frac{(A) + (H) - (C)}{1 + (I)}$$

= 円（1円未満切り捨て） (J)

組合員と同居する全ての親族の人数

（組合員以外的人数を記入してください。）

人 (I)

Q7 送金金額の妥当性

1人あたりの収入のバランスは
（J）≥（G）を満たしていますか？



はい



いいえ

送金基準を満たしていないので、被扶養者として認定できません。

別居扶養の基準を満たしています。
今後も引き続き、基準を満たすか
随時確認してください。

既に別居被扶養者がいる方で新たに被扶養者の申告をする場合に、送金基準を満たさなくなった場合は、別居被扶養者の減員（資格喪失）手続きを行ってください。

チェックは以上です。